

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、情報サービス業の会社社長さんでした。内容は次の通りです。

「先日、『企業力増強

ジ作成等の業務を行つており、リーマンショックの影響はそれほどないと思つていました。しかし、このところ受注が減り、回復の兆しが見込めなくなつてきました。社員数も少なく、業務上休業することもできないでありますし、事務員は比較的仕事量が少なく、時間が持て余すときもあるようです。

当社でも何か活用できる支援制度はありますか？」

私はさらに詳しい状況を把握するため、社員さんの構成、業務分担、労働条件等を社長さんにお尋ねしました。やはり受注減少の影響により、労働力が余剰になつて、そこで国の支援制度を活用した企業危機の回避対策として各種助成金活用についての話を聞いてきました。当社はパソコン販売及び修理、ホームページ

いとう労務経営事務所 所長  
名北労働基準協会雇用関係助成金相談室長  
特定社会保険労務士 伊藤妙子

## 受注減少による休業への対応

定労働時間を1時間以上短縮する短時間正社員制度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者からの希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することではありません）。1

度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することではありません）。1

度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することではありません）。1

度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することではありません）。1

度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することはありません）。1



度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することはありません）。1

度を導入し、実際に对象者が生じると助成金が支給されます。労働者から希望があれば、所定労働時間を短縮でき、当該期間が3カ月を超えると助成金支給の対象になります（但し、育児のために短時間に変換することはありません）。1